

2014（平成26）年 9月26日

学校法人 河合塾
法務部長 清水雅利殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 吉 富 啓 一 郎
(事務所所在地)
〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階D号室
TEL(082)962-6181 FAX(082)962-6182

ご 通 知

前略

当法人の2014年6月27日付「質問書」に対し、貴塾の2014年7月22日付回答書を受取りました。

この回答書面にて、貴塾においては、学費規定での学費の不返還条項の問題点について当法人の申入れ以前から検討し、次年度からは、不返還条項を使用しない旨、今年度においても不返還条項の規定の存在にかかわらず、学費返還に応じられている旨、うかがいました。

今後、当該取扱いについて塾生あるいは保護者に周知されるとともに、その返還の範囲について、消費者契約法9条1号の内容に沿ったお取扱いをされますことをさらに要望し、当法人からの申入れを終了させていただきます。

草々